

会 議 録

会議名 (審議会等名)		令和8年度 第1回相模原市子どものいじめに関する審議会		
事務局 (担当課)		学校教育課 電話042-704-8916 (直通)		
開催日時		令和8年7月10日(金) 午後3時00分～4時30分		
開催場所		相模原市立青少年学習センター大会議室		
出席者	委 員	7人(別紙のとおり)		
	その他	6人		
	事務局	4人		
公開の可否		☒ 可 ☐ 不可 ☐ 一部不可	傍聴者数	0人
公開不可・一部不可の場合は、その理由				
議 題		1 学校教育部長あいさつ 2 事務局より (1) 本審議会について (2) 教育委員会からの諮問について 3 会長及び副会長の選任について 4 審議に向けて 5 いじめ対応マニュアル改訂の報告 6 審議 (1) 市が令和7年度に実施したいじめ防止等の施策の実施状況について (2) 市立小中学校等が令和7年度に実施したいじめ防止等の施策の実施状況について 7 その他 (1) 今後の予定について (2) 情報提供		

議 事 の 要 旨

1 学校教育部長あいさつ

- ・石井学校教育部長が開会のあいさつを行った。
- ・事務局より、相模原市子どものいじめに関する審議会規則（以下「審議会規則」という。）第4条第2項に規定する定足数を満たしており、会が成立していることを報告した。

2 事務局より

（1）本審議会について

参考資料1－1をもとに事務局が説明した。

（2）教育委員会からの諮問について

資料5をもとに事務局が説明した。

3 会長及び副会長の選任について

相模原市子どものいじめに関する審議会規則第3条第2項の規定に基づき、藤原委員が会長に、竹下委員が副会長に選任された。

4 審議に向けて

- ・審議会規則第5条第1項の規定に基づき、市立藤野北小学校の依田校長、市立相陽中学校の渡部校長の参加が認められた。
- ・審議会規則第5条第2項の規定に基づき、中尾教育局参事、石井学校教育部長、菅原学校教育課長及び奥澤学校教育課総括副主幹の参加が認められた。
- ・事務局より、傍聴の申し出がなかったことを報告した。

5 いじめ対応マニュアル改訂の報告

参考資料1－3及び参考資料1－4をもとに事務局が説明した。

6 審議

○藤原会長

「（1）市が令和7年度に実施したいじめ防止等の施策の実施状況について」及び、「（2）市立小中学校等が令和7年度に実施したいじめ防止等の施策の実施状況について」の審議に向けて事務局から情報提供いただきたい。

資料1から資料4までをもとに事務局が情報提供した。

○藤原会長

施策の実施状況について審議をする上で、事務局から説明いただきたい。

資料6をもとに事務局が情報提供した。

(1) 市が令和7年度に実施したいじめ防止等の施策の実施状況について

○藤原会長

本日は、「(1) 市が令和7年度に実施したいじめ防止等の施策の実施状況について」を中心に協議したいと考えている。なお、いじめの防止等の目的別に分けて質問及び議論を行いたい。また、各施策について委員から質問があった場合は、令和8年9月に開催予定の第2回本審議会にて、それぞれの施策所管課に回答いただくこととする。まずは、資料6の2ページから8ページまでに記載されている「(1) いじめの未然防止」の施策について、委員の質問、意見をいただきたい。

○藤原会長

6ページの「13 いじめ防止強化月間における取組【学校教育課】」について、内容の詳細を説明いただきたい。

○奥澤学校教育課総括副主幹

本市においては、毎年5月と11月をいじめ防止強化月間として定めており、学校だけでなく、市民や行政も一体となって取り組めるように働きかけている。いじめ防止の啓発活動として、記載のとおり、新入学生にクリアファイルを配布したり、各学校において、学校生活の中で児童生徒が主体となるいじめ防止の取組を行っていただくようお願いしている。また、いじめ防止啓発ポスターを作成し、学校だけでなく、児童生徒が利用する公共機関やコンビニエンスストア等の商店も含め、668枚を配布し、掲示をお願いしている。そして、児童生徒用・保護者用に、いじめ防止啓発デジタルリーフレットを作成し、学校において指導の際に活用いただいたり、学校を通じて保護者へデジタル配信を行い、スマートフォン等でも見られるようにして、いじめ防止に関する啓発に努めている。

○大澤委員

いじめ防止啓発ポスターについて、公共機関やコンビニエンスストア等だけではなく、学校の中で児童生徒が普段目にする場所にも積極的に貼るのもよいと思う。

○藤原会長

一番重要なこととして、児童生徒自身が「気をつけよう」と思うことだと考えるが、学校現場で行われている具体的な取組を教えていただけないか。

○依田校長

朝会で児童たちに、「なぜいじめ防止月間というのがあるんだろう」と投げかけていくと、「気づかない内に相手を傷つけてしまうこともある」という意見が出た。「じゃあ、気づかない内に相手を傷つけてしまうのを防ぐにはどうしたらいいだろう」と話し合いを促すと、「遊ぼう」と声かけをするということや挨拶をしようといったアイデアが出た。このやりとりを通して、児童たちはコミュニケーションが

大切ということが分かっていることを感じた。

○齋藤委員

8 ページの「2 1 ピンクシャツデーの取組【こども・若者政策課・教育総務課】」について、良い取組だと感じている。自分の子どもたちも、もちろんピンクシャツを着ていたが、学校全体においてもその取組がなされていた。さらに、その日の保護者役員会でも、保護者も全員ピンク色の衣服に統一されていた。引き続きぜひやっていただきたい。

○藤原会長

5 ページの「ネットパトロールだよりに係る取組」について、いじめの定義は1980年代から何度か変わってきた経緯がある中で、最近はネットにおけるいじめもとても深刻になっているため、このような取組があることは非常に良い。内容の詳細を聞きたい。

○菅原学校教育課長

施策所管課が異なるため、分かる範囲での説明となるが、教育DX推進課では、ネットパトロールという形で、ネット上に溢れている様々な情報をキャッチし、その中で、児童生徒や保護者に注意喚起等するものについては、おたよりとしてまとめている。また、問題等を発見した時には、教育委員会内の関係各課機関と連携し、迅速に学校と情報共有をしたり、直接、対象児童生徒等と関わったりすることでいじめの未然防止に努めている。

○藤原会長

そのあたりはぜひ施策所管課にも直接説明を聞きたい。第2回本審議会でご説明いただくよう事務局で調整をお願いしたい。

○藤原会長

では、資料6の9ページから11ページまでに記載されている「(2) いじめの早期発見」の施策について、委員の質問、意見をいただきたい。

○田代委員

一点質問だが、資料2「1 いじめについて」の「(1) いじめの認知件数」について、令和6年度の小学校の認知件数が1,213件とあるが、1校あたり20件弱と考えると、あまりにも少ないと思う。認知件数がなぜこれほど低いのか説明いただきたい。

○奥澤学校教育課総括副主幹

資料2に記載しているが、相模原市の1,000人当たりの認知件数は、小中学校合わせて、令和6年度については33.5件と、他自治体に比べても低い数字と

なっている。これについては、いじめの定義や積極的な認知に対する理解の部分がまだまだ不十分ではないかと考えている。教育委員会としては、いじめはどの学校のどの児童生徒にも起こり得るものと捉えており、潜在的にまだまだいじめが隠れていると考えている。認知件数を増やし、いじめ見逃しゼロということを学校では、理解していただくようお願いしてる。

○田代委員

いじめの認知件数が低い原因として、いじめ防止対策推進法におけるいじめの定義の理解が進んでいないということだが、法が施行されてからかなり年数が経っている。文部科学省においても、いじめの認知件数が多い方が、肯定的に評価する旨の通達があったことを考慮すると、いじめの定義及びいじめの積極的な認知に対する理解が進んでいないのであればしっかりと対応する必要があると考える。その部分を熟慮していかないと、いじめの早期発見につながらないのではないかと。現在、行っている施策自体を否定する話ではないが、教育委員会で危機感を持っているということであれば施策に入れた方がよいのではないかと。

○藤原会長

いじめの認知件数が減っているのは、本当にいじめが減っているのか、認知していこうとする姿勢に課題があるのかは冷静に見ていく必要があると思われる。資料2「1 いじめについて」の「(3) いじめの発見のきっかけ」において、本市はいじめの発見のきっかけとして一番多いのが「保護者からの訴え」で、二番目が「本人からの訴え」となっている。中学生が一番多いのが「本人からの訴え」ということだが、恐らく全国的にはいじめの発見のきっかけとして一番多いのは「アンケート」ではないかと思う。本人や保護者からの訴えがあるというのは、もうすでにかなりいじめが進行して、つらい状況にある可能性が高い。また、本人が訴えるというのはなかなかハードルが高いというデータもある。先生方との信頼関係ができているという見方ができる一方で、いじめの発見について積極的に拾いに行けてないということが、「アンケート」という項目が出てきていないところから推察できる。このため、アンケートがどれくらい使えているかデータ等で見ていくと何か見えてくるのではないかと。生徒から、もしくは保護者からいじめの訴えがある、または学級担任が発見するというのはすべて個に判断が任されている。学級担任も人によって、いじめの理解が深い先生もいればそうでない先生もいる。安定的にリサーチしていくためには、組織的な対応、簡単に言えばアンケート等で、深いいじめだけを認知するのではなく、軽微なものを含めてアセスメントできるようにする必要があるのではないかと。そのあたりも調査していただきたい。

○奥澤学校教育課総括副主幹

本日の資料には記載していないが、本市において、小中学校ともに、いじめの発見のきっかけとして、3番目に多いのが「アンケート調査による発見」となっている。今年度、改定したいじめ対応マニュアル5ページにおいて、「(2) 児童生徒等

からの相談」では1番始めに「質問紙（アンケート）による発見」を示し、目的を正しく理解して有効活用できるように教育委員会から説明している。

○丹委員

11ページの「30 意見表明等支援事業（社会的養護で生活する児童が対象）【こども家庭課】」について、これは児童養護施設や児童相談所の一時保護所の子どもを対象にした事業で、昨年度から行われているが、非常にいいシステムだと感じている。子どもと話す専門的な訓練を受けた意見表明等支援員が、レクリエーションやアイスブレイクを通して子どもたちと良好な関係を作りながら、児童養護施設の職員や児童相談所の職員には話せない本音を聞き出せることもある。また、いじめの認知件数について、指摘があったが、例えば児童養護施設の中でも、苦情は前年度より減ったという時、実際に減っているのか、あるいは苦情を察知できていないもしくは言いにくく報告として挙がっていないのかといったことが考えられる。実際中身はどうかということは精査が必要だと感じている。

○中尾教育局参事

本市におけるいじめの認知件数が少ないというのは課題の一つだと考えている。学校の話を見ると、いじめの定義についてはまだまだ浸透していないところもあると感じており、教育委員会としては、中学校においては生徒指導担当を集めた会の中で、小学校においては児童支援専任教諭連絡会という中核的な教員が集まる会の中で、いじめの定義について周知徹底を図っている。また、学校によっても認知件数が違っている。その中で、全国平均から見て著しく認知件数が低い学校に対しては、なぜ認知件数が少ないのかという問題意識を持っている。令和6年度から、認知件数が少ない学校には、いじめの定義等について確認していただき、それがもし、理解が不十分であれば、これを機に、今一度校内でいじめについて学習していただくということを推進しているが、今のところまだ道半ばというところである。

○石井学校教育部長

田代委員からご発言のあったいじめの認知件数の話と藤原会長からご発言のあったいじめの認知のきっかけについて、実際学校はどのようなものか。

○依田校長

いじめの定義については、けんかやトラブルは当事者同士が悪いという意識は確かにあった。教育委員会からは児童支援専任教諭に向けた研修をしていただいているが、学期ごとに児童支援専任教諭が校内で研修を開いている。職員もともすればけんかとして処理してしまうと危険性があるため、何度もいじめの定義等は確認するようにしている。職員によって対応に温度差が出ないように研修を行っている。また、いじめの認知件数が減少しているというのは、児童生徒数がかなり減っていることも影響しているのではとも思う。

○渡部校長

いじめの認知件数を少なく報告しようという意識はほとんどないのではないかなと思う。いじめが起こったとしても次から学校生活を続けられるよう支援するのが我々教員の仕事だと考えており、いじめが起きて、普通に解決できない重大事態がどれぐらいの割合で発生しているか、それをどのように解決するのかということをお話することに意義があると思う。重大事態の数は、全国でも発表した方がよいのではないかな。どの学校でも2年に1度くらいは難しいケースが出てしまうという実感はある。

○關山委員

今、学校の実態がどのようなになっているか分からない。重大事態の案件があるということも今回初めて聞いた。事例としてこういうことがあったということもなく、どの程度深刻か全く分からないところで議論していると感じている。いじめがゼロにはならないと思うが、起こらないようにする議論をぜひしていただきたい。表面的にいじめはいけないと言うのではなく、人権に対しての深い認識があると、やはりいじめはいけないということが真に理解できると考える。また、いじめが起こったときに周りの子どもはどう対応するか、あるいは当事者はどう対応するかという自立的・自治的能力を身に付けていく視点が大切なのではないかな。

○藤原会長

学校現場でいじめの対応について、とても丁寧にやっている話を聞く。ほんの少しだけ話すと解決するようなものも結果としてあるが、軽微なものでも少しずつ発展していったら重大事態につながっていくところもあると考えており、一つ一つ確認して対応し、報告するといったことが重要だと思う。認知件数が増えることが、重大事態を防ぐということにも繋がっていくと考えている。深刻ないじめの案件ばかりをカウントするようになると、先生方も報告を挙げたくないという心理になってくるのではないかな。

○藤原委員

続いて、資料6の11ページから14ページまでに記載されている「(3) いじめに対する対処」の施策について、委員の質問、意見をいただきたい。

○大澤委員

11ページの「32 青少年教育カウンセラー、スクールソーシャルワーカー、支援教育支援員による児童生徒、保護者等への支援【教育相談課・支援教育課】」について、実際に今、本市では青少年教育カウンセラー及びスクールソーシャルワーカーはどれくらい人員を配置できているのか。

○菅原学校教育課長

施策所管課が異なるため、分かる範囲での説明となるが、小学校においては、週1回1名の青少年教育カウンセラーが来ている。そして、中学校においては、週2回2名の異なるカウンセラーが来ている。また、学校で相談を受けるだけでなく、南区・中央区・緑区（城山と相模湖）それぞれに相談室があり、学校にカウンセラーが来ていない日は、相談室でも相談を受けることが可能である。スクールソーシャルワーカーについては、現在、18名で市内全小中学校を回っているため、1校に関われる時間としてはかなり短いのが現状である。1人のスクールソーシャルワーカーが二つの中学校を担当し、その中ですべての学校に足を運びながら、状況を聞いたり、場合によっては、家庭訪問したりしてアプローチしている。学校においてはスクールソーシャルワーカーのニーズは非常に高まっているため、今後は、できればその人員をより増やしたいと考えている。

○田代委員

参考資料1－3の答申の3ページでは、青少年教育カウンセラーとスクールソーシャルワーカーを積極的に派遣という記載があるが、一方で人数が足りていないという状況でもある。人数を増やせば課題は解決するのか、活用方法を検討したほうがよいのかどちらか。

○菅原学校教育課長

まず、青少年教育カウンセラーについては、基本的には来所相談であるため、学校で当該児童生徒が来る、もしくは相談室に行く場合でしか相談が受けられない。課題としては、例えば、家から出られないが相談したい場合には、雇用形態上、カウンセラーが動けない。また、保護者が夜遅くまで働いている方もいるため、土日や夜間の相談、そしてオンラインでの相談が今後できないかと検討している。スクールソーシャルワーカーについては人数が少ないことが一番大きな課題であり、件数に対して対応しきれていない。

○田代委員

スクールソーシャルワーカーについては、他自治体では、1校に一人配置としているところもあるため、市内の校数を考えれば明らかに18人というのは少なすぎる。予算確保であったり、人員確保のための待遇面の改善等検討していただきたい。スクールソーシャルワーカーは場所によっては、待遇面に課題があり、人員確保しにくい場合がある。そのような意見もスクールソーシャルワーカーがいないと出にくいことから、この審議会の委員として検討してもよいのではないか。

○藤原会長

第2回本審議会では、本日委員の皆様から挙げられた質問事項について学校教育課以外の各課機関から説明をいただく形になるため、審議会規則5条第2項に基づき、関係各課機関の出席を求めたいと思うが、いかがか。

[異議なし]

※議題「(2) 市立小中学校等が令和7年度に実施したいじめ防止等の施策の実施状況について」まで至らなかった

6 その他

(1) 今後の予定について

第2回審議会の日程等を事務局が確認した。

(2) 情報提供

委員報酬や提出書類等について事務局が説明した。

相模原市子どものいじめに関する審議会委員名簿

選出区分	氏名	推薦母体（所属・役職等）	出欠席
医師	稲田 健	北里大学健康管理センター （北里大学医学部精神科学 主任教授）	欠席
学識経験のある者	藤原 寿幸	横浜国立大学（大学院教育学研究科 准教授）	出席
	竹下 昌之	相模女子大学（専務理事）	出席
法律に関し知識経験を有する者	田代 宰	神奈川県弁護士会（春水法律事務所 弁護士）	出席
子どもの発達及び心理に関し知識経験を有する者	稲富 正治	神奈川県臨床心理士会 （川崎こころのケアセンター センター長）	欠席
市内の公益的活動を行う団体から推薦された者	齋藤 麻里亜	相模原市PTA連絡協議会	出席
	大澤 恵子	相模原市スポーツ少年団（副本部長）	出席
	關山 長成	相模原人権擁護委員協議会	出席
	鈴木 真司	相模原市自治会連合会	欠席
市の住民	長尾 里子	市民公募	欠席
関係行政機関及び関係法人の職員	丹 清	社会福祉法人中心会 （児童養護施設中心子どもの家）	出席

区 分	氏名	所属・役職等
市立学校の校長の代表者	依田 美貴子	相模原市立藤野北小学校 校長
	渡部 賢一	相模原市立相陽中学校 校長
学校の設置者	中尾 有一郎	教育局 参事
	石井 紀子	教育局学校教育部 部長
	菅原 勝	教育局学校教育部学校教育課 課長
	奥澤 直樹	教育局学校教育部学校教育課 総括副主幹
事務局	横井 智克	人権・児童生徒指導班 指導主事
	門田 章吾	人権・児童生徒指導班 指導主事
	東 俊光	人権・児童生徒指導班 指導主事
	宮本 誠洋	総務班 主任